



## 男女共同参画週間のお知らせ

毎年6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

これは、平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことにちなみ、設けられたものです。内閣府では、毎年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズを公募しており、平成30年度は、「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」に決まりました。

この週間に併せて、仙台弁護士会では弁護士による無料電話相談「女性の権利110番」を、宮城県では県庁1階ロビーで「男女共同参画週間パネル展」を実施します。

男性と女性がそれぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく、県民のみなさん一人ひとりの取組が必要です。この「男女共同参画週間」を機に、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみませんか？



平成30年度 男女共同参画週間ポスター画像

### 女性の権利110番&面談相談

#### 【電話相談】

- 日にち：6月25日（月）
- 時間：午前10時～午後4時
- 電話：022-224-4384

#### 【面談相談】

- 時間：午前10時～午後3時（予約不要）
  - 場所：仙台弁護士会館
- ※ 詳しくは、仙台弁護士会まで

### 男女共同参画週間パネル展

「男女共同参画・多様な視点/防災・減災」に関するパネルを中心に展示します。お近くにお越しの際は、お立ち寄りください。

- ◆期間：6月11日（月）～6月15日（金）
- ◆場所：宮城県庁 1階ロビー

（仙台市青葉区本町3-8-1）

